

**就学援助制度の受給対象となる世帯（令和5年度）**

○**援助を受けることのできる世帯（申請には該当理由を証明する書類が必要です。）**

援助の対象となる方は、次の項目のいずれか1つに該当する方です。

該 当 理 由	該 当 理 由 を 証 明 す る 書 類
(1) 生活保護が受けられなくなった世帯	不要（申請は必要です）
(2) 令和4年度又は令和5年度にご同居の方全員が市民税非課税又は罹災等により減免された世帯	<b>令和4年度又は令和5年度の市県民税非課税証明書（原本）</b> （市役所1階窓口サービス課、役所屋又は行政センター発行） <b>※世帯全員の扶養が分かるもの</b>
(3) 令和4年度又は令和5年度に罹災等により個人事業税が減免された世帯	<b>個人事業税の減免を受けた旨の通知書</b> の写し （県税事務所発行）
(4) 令和4年度又は令和5年度に罹災等により固定資産税が減免された世帯 <small>家屋新築による減免は、対象になりません。</small>	<b>固定資産税減免通知書</b> の写し （横須賀市資産税課発行）
(5) 令和4年度又は令和5年度に国民年金保険料が全額免除された世帯、又は罹災等により国民健康保険の保険料が減免された世帯  <small>・国民年金保険料は、全額免除でない対象になりません。 ・罹災は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害に限ります。</small>	<b>国民年金保険料免除納付猶予申請承認通知書</b> の写し <b>国民年金保険料免除理由該当通知書</b> の写し （日本年金機構又は年金事務所発行） <b>国民健康保険料徴収猶予決定通知書</b> の写し <b>国民健康保険料減免決定通知書</b> の写し （横須賀市健康保険課発行） このうち、いずれか一つ <small>成人されている方全員の通知書を提出してください。</small>
(6) 児童扶養手当を受けている世帯（ひとり親の方など） <small>特別児童扶養手当、児童手当は、対象になりません。</small>	<b>児童扶養手当証書</b> の市長印ページ及び有効期限記載ページの写し （横須賀市子ども給付課発行） <small>福祉医療証ではありません。</small>
(7) 生活福祉資金の貸付決定を受けた世帯 <small>特例貸付（緊急小口貸付・総合支援資金等）は、対象になりません。</small>	<b>生活福祉資金貸付決定通知書</b> の写し （社会福祉協議会発行）
(8) 職業安定所登録日雇労働者の世帯 <small>雇用保険受給中の方は、対象になりません。</small>	<b>雇用保険被保険者手帳</b> の写し （公共職業安定所発行）
(9) 経済的に困りの世帯  <b>【令和5年度認定基準】</b> ※世帯の年間所得が生活保護基準の1.5倍以内の場合に認定 <b>目安となる（給与）所得限度額</b> （世帯全員の年間所得の合計額）	<b>①令和4年分の源泉徴収票（写し可）</b> ・・・年末調整済のもの（勤務先が複数ある場合はすべて） <b>②令和4年分の所得税の確定申告書控の1表と2表（写し可）</b> ・・・收受印（e-Taxの場合は、受付日時・受付番号）のあるもの <b>③令和5年度の市県民税課税証明書（原本）</b> ・・・令和5年6月以降の発行になります。  このうち、いずれか一つ <b>※世帯全員の扶養が分かるもの</b>  <b>【世帯全員の扶養関係が分かるものとは】</b> ■主たる生計者の方に、同居の方全員が扶養されているケース。 （配偶者控除の方を含みます） ⇒主たる生計者の「①～③いずれか1つ」を提出してください。 ■主たる生計者に扶養されていない方（ <b>配偶者特別控除</b> の方、扶養から外れている兄弟、同居の祖父母、親類）がいるケース。 ⇒ <b>その方の「①～③いずれか1つ」も提出してください。</b> <b>所得は合算して計算されます。</b>

世帯人数	世帯構成(例)	所得限度額の目安 (円)	
		借 家 の 場 合	持 家 の 場 合
2人世帯	父または母35歳・子7歳	2,530,000	2,300,000
3人世帯	父38歳・母35歳 子7歳	3,230,000	3,000,000
4人世帯	父45歳・母42歳 子14歳・子11歳	3,930,000	3,700,000
5人世帯	父48歳・母45歳 子15歳・子9歳・子6歳	4,290,000	4,050,000
6人世帯	祖父75歳・祖母68歳 父45歳・母42歳 子9歳・子6歳	4,690,000	4,450,000

注意：人数・年齢等により異なりますので、あくまでも目安です。  
借家の場合、賃貸契約書の証明書を後日提出していただく場合があります。

◎所得額は以下の箇所を確認することができます。

	書類の種類	記載箇所
①	源泉徴収票	「給与所得控除後の金額」の数字
②	確定申告書控	第1表所得金額等の「合計」の数字
③	課税証明書	「所得の合計金額」の数字

※当該年度に離婚等により申請を検討されている方  
支援教育課にご相談ください。TEL:046-822-8480

米軍基地内にお勤めで、日本の源泉徴収票が無い場合、  
Wage and Tax Statement (2022income) を添付してください。  
世帯全員の扶養が分かる証明書も合わせて添付してください。

※解雇等に伴い求職中の世帯  
雇用保険受給中や失業理由が自己都合の場合は、対象になりません。  
失業理由を証明できる書類・・・「**解雇通知**の写し等」  
求職活動を証明できる書類・・・「**ハローワーク受付票**の写し」  
の両方が必要です。